

多治見市狩猟免許取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号）第20条の規定に基づき、狩猟免許取得支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金は、狩猟免許（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第2項に規定する狩猟免許（網猟免許を除く。）をいう。以下同じ。）の取得等に要する経費を補助することにより、有害鳥獣を捕獲する従事者を確保し、もって有害鳥獣による農作物被害及び生活被害の軽減を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金は、次に掲げる要件の全てを満たす者に交付する。

- (1) 多治見市の区域内に住所を有すること。
- (2) 狩猟免許を取得（有効期間の更新を除く。）したこと（当該狩猟免許の取得の時に現に他の狩猟免許を有している場合又は過去に狩猟免許を有していた場合を除く。）。
- (3) 地域における有害鳥獣捕獲活動に従事する意思があること。
- (4) 多治見市猟友会に入会していること。
- (5) 地域における有害鳥獣捕獲活動の担い手として多治見市猟友会長の推薦があること。
- (6) 本市における市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料を滞納していないこと（市長に対して分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める場合を含む。）。
- (7) 多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次条第1項各号に規定する経費について、他の補助金の交付を申請し、又は交付を受けている場合は、補助金を交付しない。

(補助額)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次条の規

定による補助金の交付申請の日の属する年度に発生した次に掲げる費用とする。

- (1) 狩猟免許試験に係る受験手数料
- (2) 狩猟免許試験に係る受験申請に添付する診断書の発行手数料
- (3) 一般社団法人岐阜県猟友会が主催する講習会受講料
- (4) 多治見市猟友会入会金

2 補助金の額は、補助対象経費の合計額（当該合計額が3万円を超えるときは3万円）とする。

3 補助金の交付総額は、予算に定める額とする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、狩猟免許を取得した日から起算して3箇月以内に、狩猟免許取得支援補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 狩猟免状の写し
- (3) 宣誓書兼同意書（別記様式第2号）
- (4) 推薦状（別記様式第3号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を先着順に受け付けるものとし、予算に定める額を超えたときは受付を終了するものとする。

（交付決定）

第5条 前条第1項の規定による申請を受けた市長は、速やかにその内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、狩猟免許取得支援補助金交付・不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第6条 前条の規定による交付決定の通知を受けた申請者は、速やかに狩猟免許取得支援補助金交付請求書（別記様式第5号）により、補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の規定による適正な請求を受けた日から起算して30日以内に補

助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、第5条の規定による交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、当該取り消された補助金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第9条 補助金の交付に関しこの要綱及び多治見市補助金等交付要綱（平成8年告示第29号）に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 多治見市補助金等交付要綱の一部を次のように改正する。

別表第1 6 農林水産業の款 2 林業振興対策事業の項中

「

1 国、県の補助制度に基づく事業						
1 移住支援事業						
1 林業 就業移 住支援 事業	市の林業 就業移住 支援金交 付要綱に よる。	要綱によ る。	要綱によ る。	要綱によ る。		岐阜県森 林・林業 対策事業 補助金交 付要綱に よる。

」を

「

1 有害鳥獣捕獲事業	
1 狩猟免許取得支援事業	

	1	狩猟 免許取得 支援 事業	市の狩猟 免許取得 支援補助 金交付要 綱によ る。	要綱によ る。	要綱によ る。	要綱によ る。	
2 国、県の補助制度に基づく事業							
1 移住支援事業							
	1	林業 就業移 住支援 事業	市の林業 就業移住 支援金交 付要綱に よる。	要綱によ る。	要綱によ る。	要綱によ る。	岐阜県森 林・林業 対策事業 補助金交 付要綱に よる。

」に

改める。

別表第4 6 農林水産業の款2 林業振興対策事業の項中

「

1	国、県の補助制度 に基づく事業	1	移住支援事業	1	林業就業移住支援 事業
---	--------------------	---	--------	---	----------------

」を

「

1	有害鳥獣捕獲事 業	1	狩猟免許取得支 援事業	1	狩猟免許取得支 援事業
2	国、県の補助制度 に基づく事業	1	移住支援事業	1	林業就業移住支 援事業

」に

改める。

年 月 日

多治見市長

申請者 千

住所

氏名

(※)

電話番号

(※)本人が自署しないときは、押印してください。

狩猟免許取得支援補助金交付申請書

狩猟免許取得支援補助金の交付を受けたいので、多治見市狩猟免許取得支援補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 取得免許の種類

2 補助金交付申請額

円（上限は3万円とする。）

経費区分	金額
狩猟免許試験受験手数料	円
狩猟免許試験受験申請に添付する診断書の発行手数料	円
一般社団法人岐阜県猟友会が主催する講習会受講料	円
多治見市猟友会入会金 ※年会費は含まない。	円
合計	円

3 添付書類

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し（猟友会年会費、保険料等は対象外）
- (2) 狩猟免状の写し
- (3) 宣誓書兼同意書（別記様式第2号）
- (4) 推薦状（別記様式第3号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第4条関係）

年 月 日

多治見市長

申請者 氏

住所

氏名 (※)

電話番号

(※)本人が自署しないときは、押印してください。

宣誓書兼同意書

- 1 申請に係る狩猟免許以外に狩猟免許を有しておらず、過去に有していたこともありません。
- 2 私は、有害鳥獣による農作物被害及び生活被害への対策のために、地域における有害鳥獣捕獲活動に従事することを誓います。
- 3 私の市税等の納付状況について確認することに同意します。
※市税等：本市における市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料
- 4 多治見市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等でないこと、また、今後もこれらに該当しないことを誓います。

別記様式第3号（第4条関係）

推薦状

有害鳥獣による農作物被害防除対策を実施するため、次の者を地域の有害鳥獣捕獲の担い手として推薦します。

被推薦人（申請者）：

多治見市長

年 月 日

推薦人 多治見市猟友会長

(※)

(※)本人が自署しないときは、押印してください。

年 月 日

様

多治見市長



狩猟免許取得支援補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった狩猟免許取得支援補助金について、次のとおり（交付すること・交付しないこと）に決定したので、多治見市狩猟免許取得支援補助金交付要綱第5条の規定により、通知します。

補助指令番号	多治見市指令 財 第 号
補助金交付決定額	円

（交付しないこととした理由）

年 月 日

多治見市長

申請者 千
住所
氏名
電話番号

狩猟免許取得支援補助金交付請求書

年 月 日付け多治見市指令財第 号で交付決定を受けた狩猟免許取得支援補助金について、多治見市狩猟免許取得支援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金交付決定額

円

2 補助金振込先

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	